

甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務に関する仕様書

1 業務名

甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務

2 目的

この事業は、死亡後の手続きに関する情報を分かりやすく遺族等に提供するため、おくやみ関連情報を一冊にまとめた冊子である「おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を甲府市（以下「本市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働で発行する。

3 納品物の規格及び納入方法等

(1) 冊子

名称	「おくやみハンドブック」
規格・色	A 4 サイズ／フルカラー
紙質	上質紙 90 kg（予定）
総ページ数	5 0 ページ程度
広告ページ	1 0 ページ程度（全体の 2 割以内）
発行部数	3, 2 0 0 部／年 ※変更が生じる場合、双方協議
納品回数	年 2 回（電子データ 1 部含） ※双方協議
納品日 （初年度）	第 1 回目 令和 8 年 3 月 2 7 日まで ※第 2 回目以降は双方協議
協定期間	協定締結日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日
配付場所	甲府市役所市民部市民総室市民課窓口等
納品先及び 納品方法	〒4 0 0 - 8 5 8 5 山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所市民部市民総室市民課に直接持参又は郵送

(2) 電子データ

広告部分を除いたハンドブックの内容を、本市のホームページで閲覧できるよう提供する。

4 掲載内容の更新及び掲載期間

掲載内容及び広告については、1年ごとに更新するものとする。ただし、掲載期間中に変更が生じる場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。

第1回 令和8年4月1日から令和9年3月31日

第2回 令和9年4月1日から令和10年3月31日

第3回 令和10年4月1日から令和11年3月31日

第4回 令和11年4月1日から令和12年3月31日

第5回 令和12年4月1日から令和13年3月31日

5 本市窓口での配付予定期間及び電子データの本市ホームページでの公開期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

6 編集方法

- (1) 表紙・本文のデザイン・レイアウトについては、本市と協議しながら決定すること。
- (2) 行政情報の原稿については、本市が素案を提供する。
- (3) 校正回数は、2回以上とする。
- (4) 本市は、必要に応じて修正を依頼することがあるため、印刷前に確認を行うこと。
- (5) 原稿の修正は、本市からの指示に従って過不足なく行うこと。本市から指示された部分以外は修正しないこと。
- (6) 事業者は、独自の判断で原稿の修正を行わないこと。修正する場合は、必ず本市の確認を得て行うこと。

7 広告

- (1) 事業者は、作成趣旨に沿った広告事業者を選定すること。
- (2) 広告募集は、事業者の責任において行い、その広告収入で編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行うものとする。本市は広告募集に関し、募集活動の同行、ホームページ掲載などの営利を助長する活動は行わない。
- (3) 広告内容については、甲府市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、甲府市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び甲府市「おくやみハンドブック」作成業務における広告掲扱要領（以下「要領」という。）の規定を遵守すること。なお、要綱第14条に基づき、審査を行う。
- (4) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明示するほか、掲載される広告の商品・事業者等を本市が推奨しているものでない旨を記載すること。

- (5) 行政情報以外の問い合わせ先が事業者となる旨を、冊子の最後に掲載すること。

8 業務分担

本市と事業者の業務分担は以下とおりとする。

業務名	担当
全体企画	双方
進行管理業務	事業者
行政情報の原稿提供	甲府市
発行に係る制作全般 (編集・デザイン・レイアウト等)	事業者 ※本市と協議
広告募集	事業者
広告審査会	甲府市
広告制作	事業者
広告収入	事業者
校正作業	双方
印刷・製本	事業者
完成品の検品	双方
完成品の納品	事業者
ハンドブックの設置・配布等	甲府市

9 著作権の帰属

(1) 行政情報の取扱い

本市が提供する行政情報等は、すべて本市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、あらかじめ本市の許可を得なければならない。

(2) 著作権

事業者がハンドブック制作のために作成するデザイン及び広告等は、事業者に帰属するものとし、本市が当該情報等を甲府市ホームページ以外の他の媒体への転載、引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

10 発行に関する責任

本業務に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、本市および事業者は、直ちに問題解決のため誠実に対応するものとする。ただし、事業者が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、事業者又は広告主が負うものとし、本市は一切の責任を負わない。

11 秘密の保持

事業者は、本業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らし、又は業務以外に利用してはならず、秘密の属するデータ等は業務の完了後廃棄処分するものとする。

以 上